

4-1. 乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る基準(UN-R152)

- 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車*

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

- 改正概要

- 衝突被害軽減ブレーキ(AEBS: Advanced Emergency Braking System)については、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則(UN-R152)」が国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において成立したことを受け、本年1月に保安基準の改正を行ったところです。

今般、更なる安全対策を推進するため、当該協定規則の改訂が WP29 において採択されたことを受け、対車両及び対歩行者の試験速度の要件を強化することとします。(要件の詳細は別紙参照)



静止車両に対するの作動



歩行者に対するの作動

- 改正時期(予定)

令和2年9月下旬

- 適用時期(予定)

調整中

基準策定の経緯

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討を開始。日本は、当該基準を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。これにより、2019年6月にWP.29で協定規則第152号として成立、2020年1月31日に国内基準(保安基準)を改正・公布。
- この度、更なる安全対策を推進するため、一部の性能要件を強化する改正提案が2020年3月にWP.29で成立。

主な要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件※を満たすこと。
※改正提案により強化される部分:
 - ・対車両試験: 試験速度(軽トラのみ)
 - ・対歩行者試験: 試験速度(乗用車を含む全車)
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

適用時期

調整中

【主な試験方法】(赤字は、改正提案により強化される部分)

① 静止車両に対する試験



衝突しないこと



乗用車 40 km/h
軽トラ※ 38 km/h
(軽トラ30 km/h)

② 走行車両に対する試験



衝突しないこと



乗用車 60 km/h
軽トラ※ 58 km/h
(軽トラ50 km/h)

③ 歩行者に対する試験



※車両総重量3.5t以下の貨物車

(注) ダミーは、試験車のブレーキが作動しないと4秒後に衝突するタイミングで動き出す。